ハ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項(3)　滑走路Bに係る灯火の表進入灯（簡易式）の項を削除した。

ニ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項(3)　滑走路Bに係る灯火の表進入灯台の項を削除した。

ホ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項(3)　滑走路Bに係る灯火の表滑走路末端補助灯の項配置等の欄中「01側」を削除した。

ヘ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項(3)　滑走路Bに係る灯火の表接地帯灯の項配置等の欄中「01側」を削除した。

ト　七　航空灯火の利用上の特記事項(2)中「滑走路B の01側」を「滑走路B」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十八年三月三十一日

○国土交通省告示第四百五十六号

大阪国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三日　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　(1)　指向信号灯以外の飛行場灯火　新関西国際空港株式会社　大阪府泉佐野市泉州空港北一番地

(2)　指向信号灯　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　大阪国際空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　大阪国際空港内及びその周辺　大阪府豊中市及び池田市並びに兵庫県伊丹市、宝塚市、川西市、西宮市及び尼崎市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成二十七年国土交通省告示第二百九十八号を参照）

イ　航空灯火の所在地　大阪府豊中市及び池田市並びに兵庫県伊丹市、宝塚市、川西市及び尼崎市

ロ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項(2)　滑走路Aに係る灯火の表に次のように追加した。

離陸待機警告灯	発光ダイオード、航空赤の不動光	二千四百カンデラ	滑走路Aへの出入経路と滑走路中心線との接続点上の離陸しようとする航空機から最も見やすい位置から滑走路終端の側に四百五十メートルまでの間に、各灯火の間隔約三十メートル

ハ　五　運用時間(2)中「飛行場灯台」の下に「、離陸待機警告灯」を加えた。

ニ　七　航空灯火の利用上の特記事項(1)中「過走帯灯」の下に「、離陸待機警告灯」を加えた。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十八年三月三十一日

○国土交通省告示第四百五十七号

広島空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三日　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　広島空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　広島空港内及びその周辺　広島県三原市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成十四年国土交通省告示第八十二号及び平成二十二年国土交通省告示第千四百七十八号を参照）

イ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導路灯の項を次のように変更した。

誘導路灯	発光ダイオード、航空青の不動光	最大五カンデラ	誘導路の両外側及びエプロンの外側
		最大二十カンデラ	誘導路灯列の灯列線上で誘導路の出入口

ロ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表滑走路警戒灯の項灯質の欄中「白熱電灯」を「発光ダイオード」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十八年三月三日

○国土交通省告示第四百五十八号

福岡空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三日　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　福岡空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　福岡空港内及びその周辺　福岡県福岡市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成二年運輸省告示第六十七号を参照）

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表過走帯灯の項光度の欄中「千カンデラ」を「千四百カンデラ」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十八年三月三日

○国土交通省告示第四百五十九号

鹿児島空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三日　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　鹿児島空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　鹿児島空港内及びその周辺　鹿児島県霧島市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成二年運輸省告示第二十八号を参照）

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導路灯の項を次のように変更した。

誘導路灯	発光ダイオード、航空青の不動光	最大五カンデラ	誘導路の両外側及びエプロンの外側
		最大二十カンデラ	誘導路灯列の灯列線上で誘導路の出入口

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十八年三月三日

○国土交通省告示第四百六十号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条（同法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三日　国土交通大臣　石井　啓一